

令和元年度における行政不服審査法の施行状況に関する調査結果

－ 国における状況 －

第1 調査目的等

1 調査目的

不服申立制度は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることを可能とすることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することをその目的とするものである。

本調査は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、国及び地方公共団体（都道府県及び政令市についてのみ）に対して行われた不服申立ての件数、処理状況等の実態を把握し、その施行状況を広く国民に明らかにすることにより、不服申立制度の適正かつ的確な運用を図るための基礎資料を得ること等を目的として実施するものであり、法施行後3回目となる調査である。

2 調査対象機関

本府省庁等28機関（地方支分部局等を含む。以下「各府省庁等」という。）

調査対象機関：内閣官房、内閣法制局、原子力防災会議、特定複合観光施設区域整備推進本部、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制委員会、防衛省、会計検査院

3 調査対象事項等

（1）調査対象期間

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日）

（2）調査対象項目

調査対象とした不服申立ては、法に基づき各府省庁等に対して行われた審査請求、再調査の請求及び再審査請求である。

また、それぞれの調査対象となる不服申立てに関する不服申立件数、行政分野別件数、処理完了件数（平成31年3月31日以前に不服申立てが行われ、令和元年度内に処理した件数を含む。）、処理内容（認容、棄却、却下等の別）、不服申立てから処理までに要した期間、次年度に処理を繰り越した件数、審理員審理件数、行政不服審査会への諮問件数、口頭意見陳述の実施件数、長期化要因、標準審理期間の設定状況、審理員候補者名簿の作成状況等について把握した。

第2 調査結果

1 不服申立ての概況

(1) 不服申立ての状況

法に基づき、令和元年度に各府省庁等に対して新たに不服申立てが行われたものは、31,715件となっており、その内訳は審査請求27,258件(85.9%)、再調査の請求が1,779件(5.6%)、再審査請求が2,678件(8.4%)である。

また、前年度から繰り越されたものは、36,804件となっており、審査請求が34,496件(93.7%)、再調査の請求が599件(1.6%)、再審査請求が1,709件(4.6%)である。

令和元年度に新たに不服申立てが行われたものと前年度からの繰越し分を合わせたものが、令和元年度に処理すべき不服申立てとなり、これらの合計は68,519件である。その内訳は審査請求61,754件(90.1%)、再調査の請求2,378件(3.5%)、再審査請求4,387件(6.4%)である。

※一部の不服申立てについては、原処分の根拠法令を所管する府省庁等が複数のため重複計上がある。

ア 審査請求

令和元年度に処理すべき審査請求61,754件の主な内訳は、情報公開・個人情報保護関係[※]124,074件(39.0%)、出入国管理及び難民認定法関係16,439件(26.6%)、社会保険関係^{※2}10,137件(16.4%)である。

※1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に対する審査請求

※2 健康保険法、厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法に基づく処分に対する審査請求

イ 再調査の請求

令和元年度に処理すべき再調査の請求2,378件の主な内訳は、国税通則法関係2,163件(91.0%)、関税法関係100件(4.2%)、国税徴収法関係93件(3.9%)である。

ウ 再審査請求

令和元年度に処理すべき再審査請求4,387件の主な内訳は、社会保険関係2,642件(60.2%)、労働者災害補償保険法関係947件(21.6%)、生活保護法関係702件(16.0%)である。

(表1) 国の機関における不服申立ての分野別件数

区 分		分野別申立て件数	
総件数 (1 + 2 + 3)		68,519 件	100%
1	審査請求	61,754 件	90.1% (100%)
	情報公開・個人情報保護関係	24,074 件	(39.0%)
	出入国管理及び難民認定法関係	16,439 件	(26.6%)
	社会保険関係	10,137 件	(16.4%)
	その他	11,104 件	(18.0%)
2	再調査請求	2,378 件	3.5% (100%)
	国税通則法関係	2,163 件	(91.0%)
	関税法関係	100 件	(4.2%)
	国税徴収法関係	93 件	(3.9%)
	その他	22 件	(0.9%)
3	再審査請求	4,387 件	6.4% (100%)
	社会保険関係	2,642 件	(60.2%)
	労働災害補償保険法関係	947 件	(21.6%)
	生活保護法関係	702 件	(16.0%)
	その他	96 件	(2.2%)

(注) 各府省庁等からの報告に基づき当省が集計した。

(2) 処理状況 (別表1・別表4参照)

令和元年度に処理すべき不服申立て 68,519 件のうち、不服申立人により取り下げられた 3,564 件を除いた 64,955 件が、令和元年度の各府省庁等の処理対象案件となる。

このうち令和元年度に処理 (裁決・決定等) が完了した案件は 30,925 件 (47.6%) であり、処理が未了の案件は 34,030 件 (52.4%) である。

ア 審査請求

令和元年度に処理すべき審査請求 61,754 件のうち、3,141 件が取り下げられており、審査請求に係る処理対象案件は 58,613 件である。

処理対象案件のうち、処理完了案件は 27,362 件 (46.7%)、処理未了案件は 31,251 件 (53.3%) である。

イ 再調査の請求

令和元年度に処理すべき再調査の請求 2,378 件のうち、219 件が取り下げられており、再調査の請求に係る処理対象案件は、2,159 件である。

処理対象案件のうち、処理完了案件は 1,763 件 (81.7%)、処理未了案件は 396 件 (18.3%) である。

ウ 再審査請求

令和元年度に処理すべき再審査請求 4,387 件のうち、204 件が取り下げられており、再審査

請求に係る処理対象案件は、4,183件である。

処理対象案件のうち、処理完了案件は1,800件(43.0%)、処理未了案件は2,383件(57.0%)である。

(表2) 国の機関における不服申立て区分別件数

区 分	不服申立件数	処理完了件数	処理未了件数	取下げ件数
審査請求	61,754件	27,362件	31,251件	3,141件
	100%	44.3%	50.6%	5.1%
再調査の請求	2,378件	1,763件	396件	219件
	100%	74.1%	16.7%	9.2%
再審査請求	4,387件	1,800件	2,383件	204件
	100%	41.0%	54.3%	4.7%
合 計	68,519件	30,925件	34,030件	3,564件
	100%	45.1%	49.7%	5.2%

(注) 各府省庁等からの報告に基づき当省が集計した。

(3) 裁決等の状況 (別表2・別表4・別表5)

令和元年度に処理が完了し裁決等された30,925件の裁決・決定等の内訳は、「認容」1,779件(5.8%)、「棄却」17,763件(57.4%)、「却下」11,262件(36.4%)、「その他」121件(0.4%)である。

なお、法に基づく不服申立て手続は、裁決によって終結することとされており、その内容は、大別して、

- (i) 不服申立てについて理由があるとして、不服申立人の主張を認め、原処分を取消し等を行う「認容」、
- (ii) 不服申立てについて理由がないとして、不服申立人の主張を認めない「棄却」、
- (iii) 法定の不服申立期間を超過している場合など不服申立てが不適法として本案の審理を行わずに退ける「却下」である。

令和元年度に処理が完了した不服申立て30,925件の処理内容をみると以下のとおりである。

ア 審査請求

令和元年度に処理が完了し裁決等された27,362件の内訳は、認容が1,395件(5.1%)、棄却14,904件(54.5%)、却下10,946件(40.0%)、その他117件(0.4%)である。

また、認容裁決を行った1,395件のうち法第46条第2項各号(処分庁に一定の処分をすべき旨を命じる措置等)又は第49条第3項各号(不作為庁に一定の処分をすべき旨を命じる措置)に規定する措置を講じた件数は、52件である。

a 審理員審理件数

令和元年度に処理が完了した審査請求27,362件のうち、法第9条に規定する審理員[※]により審理手続が行われたものの件数は、5,057件(18.4%)である。

※個別の法令により、特定の職員を審理員とみなして法の規定を適用することとしている場合も含む。

b 口頭意見陳述の実施状況

令和元年度に処理が完了した審査請求 27,362 件のうち、法第 31 条に基づく口頭意見陳述が行われたものは 924 件 (3.4%) である。

c 審理の計画的遂行のための意見聴取の実施状況

令和元年度に処理が完了した審査請求 27,362 件のうち、法第 37 条に基づく計画的審理の遂行のための意見聴取の実施状況をみると、43 件 (0.2%) である。

d 行政不服審査会への諮問の状況

審査請求を受けた審査庁は、審理員から審理員意見書の提出を受けたときは行政不服審査会に諮問しなければならないとされている。

令和元年度に処理が完了した審査請求 27,362 件のうち、行政不服審査会への諮問を行ったものは 111 件 (0.4%)、諮問を行わなかったものは 27,251 件 (99.6%) である。

諮問を行わなかった理由は、表 3 のとおり、「他の法律の規定により適用除外とされている」ためとするもの 26,740 件 (98.1%)、「審議会等の議を経る」ためとするもの 214 件 (0.8%)、「審査請求を却下する」ためとするもの 211 件 (0.8%) である。「他の法律の規定により適用除外とされている」ものの例としては、情報公開・個人情報保護関係や出入国管理及び難民認定法関係等である。

(表 3) 行政不服審査会へ諮問しなかった理由

(単位：件)

行政不服審査会へ諮問しなかった件数	行政不服審査会へ諮問しなかった理由							
	諮問が不要な審査庁である場合	審議会等の議を経る場合	審査請求人から諮問を希望しない旨の申し出がされた場合	行政不服審査会から諮問を要しないものと認められた場合	審査請求を却下する場合	審査請求を全部認容する場合	他の法律の規定により適用除外とされている場合	その他
27,251	60	214	2	0	211	24	26,740	0

(注) 各府省庁等の報告に基づき当省が集計した。

e 行政不服審査会の答申内容

行政不服審査会に諮問された 111 件のうち、行政不服審査会からの答申件数は 111 件である。その内訳は、認容相当が 15 件、一部認容が 5 件、棄却相当が 90 件、その他が 1 件である。

また、答申と異なる裁決が行われた件数は 3 件である。

イ 再調査の請求

令和元年度に処理が完了した 1,763 件の処理内容をみると、認容が 257 件 (14.6%)、棄却 1,363 件 (77.3%)、却下 139 件 (7.9%)、その他 4 件 (0.2%) である。

a 口頭意見陳述の実施状況

令和元年度に処理が完了した再調査請求 1,763 件のうち、法第 61 条において準用する法第 31 条に基づく口頭意見陳述が行われたものは 134 件 (7.6%) である。

ウ 再審査請求

令和元年度に処理が完了した 1,800 件の処理内容をみると、認容が 127 件 (7.1%)、棄却 1,496 件 (83.1%)、却下 177 件 (9.8%) である。

a 審理員審理件数

令和元年度に処理が完了した再審査請求 1,800 件のうち、法第 66 条第 1 項において準用する法第 9 条に規定する審理員^{*}により審理手続が行われたものの件数は、47 件 (2.6%) である。

^{*}個別の法令により、特定の職員を審理員とみなして法の規定を適用することとしている場合も含む。

b 口頭意見陳述の実施状況

令和元年度に処理が完了した再審査請求 1,800 件のうち、法第 66 条第 1 項において準用する法第 31 条に基づく口頭意見陳述が行われたものは、468 件 (26.0%) である。

c 審理の計画的遂行のための意見聴取の実施状況

令和元年度に処理が完了した再審査請求 1,800 件のうち、法第 66 条第 1 項において準用する法第 37 条に基づく計画的審理の遂行のための意見聴取の実施状況は、1 件 (0.1%) である。

(表 4) 国の機関における不服申立て種別・処理内容別件数 (単位：件、%)

区 分	不服申立件数	処 理 件 数				
		処 理 結 果				117
		認 容	棄 却	却 下	その他	
審査請求	61,754	27,362	1,395	14,904	10,946	117
		100	5.1	54.5	40.0	0.4
再調査請求	2,378	1,763	257	1,363	139	4
		100	14.6	77.3	7.9	0.2
再審査請求	4,387	1,800	127	1,496	177	0
		100	7.1	83.1	9.8	0.0
合 計	68,519	30,925	1,779	17,763	11,262	121
		100	5.8	57.4	36.4	0.4

(注 1) 各府省庁等からの報告に基づき当省が集計した。

(注 2) その他は、不服申立てをした者の死亡による手続の終了など裁決によらずに終結したものである。

(4) 裁決等までの処理期間 (別表 3・別表 4・別表 6 参照)

令和元年度に処理が完了した 30,925 件の不服申立てから処理完了までに要した期間は、「3 か月以内」4,854 件 (15.7%)、「3 か月超 6 か月以内」5,349 件 (17.3%)、「6 か月超 9 か月以

内」5,664件(18.3%)、「9か月超1年以内」9,472件(30.6%)、「1年超1年3か月以内」2,654件(8.6%)、「1年3か月超1年6か月以内」897件(2.9%)、「1年6か月超1年9か月以内」375件(1.2%)、「1年9か月超2年以内」364件(1.2%)、「2年超」1,296件(4.2%)である。1年以内に処理を終えているものが、25,339件(81.9%)である。

ア 審査請求

令和元年度に処理が完了した審査請求27,362件については、1年以内に裁決等されたものは22,129件(80.9%)である。その一方、裁決等までに1年を超えるものは5,233件(19.1%)、2年を超えるものは1,263件(4.6%)である。

裁決等までに1年を超えたもの5,233件を分野別にみると、情報公開・個人情報保護関係2,300件(44.0%)、出入国管理及び難民認定法関係2,340件(44.7%)、社会保険関係166件(3.2%)等である。

処理に1年を超える期間を要している5,233件のうち、法に基づき、審理員審理を経て裁決を行うという一般的な手続を行い処理が完了した205件の長期化の要因を複数回答で確認したところ、次のとおりであった。

- (1)「審理員指名」(審査請求を受けてから、審理員の指名を行うまでに1月以上(補正に要した期間を除く。)の期間を要したこと)とするもの136件(66.7%)
- (2)「審理員審理」(審理員の指名から審理員意見書の提出までに6月以上の期間を要したこと)とするもの148件(72.2%)
- (3)「諮問手続」(行政不服審査会へ諮問を行ったもののうち、審理員意見書の提出を受けてから、諮問を行うまでに1月以上の期間を要したこと)とするもの37件(18.0%)
- (4)「答申手続」(行政不服審査会へ諮問を行ったもののうち、諮問から答申までに3月以上の期間を要したこと)とするもの5件(2.4%)
- (5)「裁決手続」(行政不服審査会の答申(行政不服審査会への諮問を経ないで裁決を行った場合には、審理員意見書の提出)を受けてから、裁決を行うまでに1月以上の期間を要したもの)とするもの95件(46.3%)
- (6)その他((1)から(5)以外の処理の長期化要因となる特異な事情があったこと)とするもの32件(15.6%)

イ 再調査の請求

令和元年度に処理が完了した再調査の請求1,763件について、再調査の請求から決定等までの期間は、「3か月以内」1,520件(86.2%)、「3か月超6か月以内」52件(2.9%)、「6か月超9か月以内」127件(7.2%)、「9か月超1年以内」16件(0.9%)、「1年6か月超1年9か月以内」14件(0.8%)、「1年9か月超2年以内」34件(1.9%)である。

ウ 再審査請求

令和元年度に処理が完了した1,800件について、再審査請求から裁決等までの期間は、「3か月以内」8件(0.4%)、「3か月超6か月以内」131件(7.3%)、「6か月超9か月以内」735件(40.8%)、「9か月超1年以内」621件(34.5%)、「1年超1年3か月以内」202件(11.2%)、

「1年3か月超1年6か月以内」52件(2.9%)、「1年6か月超1年9か月以内」12件(0.7%)、「1年9か月超2年以内」6件(0.3%)、「2年超」33件(1.8%)である。

処理に1年を超える期間を要した305件のうち、法に基づき、審理員審理を経て裁決を行うという一般的な手続を行い処理が完了した37件の長期化の要因を複数回答で確認したところ、次のとおりであった。

- (1)「審理員指名」(審査請求を受けてから、審理員の指名を行うまでに1月以上(補正に要した期間を除く。)の期間を要したこと)とするもの28件(75.7%)
- (2)「審理員審理」(審理員の指名から審理員意見書の提出までに6月以上の期間を要したこと)とするもの27件(73.0%)
- (3)「裁決手続」(審理員意見書の提出を受けてから、裁決を行うまでに1月以上の期間を要したもの)とするもの26件(70.3%)
- (4)「その他」((1)から(3)以外の処理の長期化要因となる特異な事情があったこと)とするもの1件(2.7%)

(表5) 国の機関における不服申立て種類別・処理期間別件数 (単位：件、%)

区分	不服申 立件数	処理済 件数	処 理 期 間 別 内 訳								
			1年未満				1年超				
			3か月 以内	3～6 か月	6～9 か月	9か月 ～1年 以内	1年超 1年3 か月以 内	1年3 か月 超1年 6か月 以内	1年6 か月 超1年 9か月 以内	1年9 か月 超2 年超	2年超
審査請 求	61,754	27,362	3,326	5,166	4,802	8,835	2,452	845	349	324	1,263
		100	12.2	18.9	17.5	32.3	9.0	3.1	1.3	1.2	4.6
再調査 の請求	2,378	1,763	1,520	52	127	16	0	0	14	34	0
		100	86.2	2.9	7.2	0.9	0.0	0.0	0.8	1.9	0.0
再審査 請求	4,387	1,800	8	131	735	621	202	52	12	6	33
		100	0.4	7.3	40.8	34.5	11.2	2.9	0.7	0.3	1.8
合 計	68,519	30,925	4,854	5,349	5,664	9,472	2,654	897	375	364	1,296
		100	15.7	17.3	18.3	30.6	8.6	2.9	1.2	1.2	4.2

(注) 各府省庁等の報告に基づき当省が集計した。

2 不服申立ての処理体制（別表7参照）

各府省庁等 47 機関（各府省庁 28 機関に各府省庁に外局等を加えたもの）における標準審理期間の設定状況、審理員候補者名簿の作成状況等は次のとおりである。

（1）標準審理期間の設定状況

各府省庁等 47 機関における標準審理期間の設定状況（設定は努力義務規定）について、審査請求、再調査の請求及び再審査請求が想定される全ての処分について設定している（当該機関全体に適用される包括的な標準審理期間を設定している場合も含む。）機関は 2 機関（4.3%）、一部の処分について設定している機関は 4 機関（8.5%）、全ての処分について設定していない機関は 41 機関（87.2%）である。

未設定の理由を複数回答で確認したところ、「現状では実績が少ないなどの理由により未設定であるが状況をみて設定予定である」ためとする機関が 17 機関（36.2%）、「その他」を理由とする機関が 31 機関（66.0%）である。

また、標準審理期間を全ての処分又は一部の処分について設定している 6 機関の当該標準審理期間の公表方法を複数回答で確認したところ、当該機関のホームページに掲載している機関が 6 機関、事務所に備え付けていて希望者はいつでも閲覧できる状態にしている機関が 1 機関、求めがあれば事務所の所定の場所での閲覧に応じるとしている機関が 1 機関などである。

（表 6）標準審理期間の設定状況

（単位：機関、%）

調査対象機関	全部設定済	一部未設定	未設定	未作成の理由（複数回答）		
				実績が少ないため作成していないが、状況を見て設定予定のため	現在、具体的に検討中であるため	その他
47 (100)	2 (4.3)	4 (8.5)	41 (87.2)	17	0	31

（注）各府省庁等の報告に基づき当省が集計した。

（2）審理員候補者名簿の作成状況等

各府省庁等 47 機関のうち、審理員候補者名簿（名簿の作成は努力義務規定）を、審査請求、再調査の請求及び再審査請求が想定される全ての処分について作成している機関は 4 機関（8.5%）、一部の処分について作成している機関が 4 機関（8.5%）、全ての処分について策定していない機関は 39 機関（83.0%）である。

未作成の理由を複数回答で確認したところ、「審査請求の内容（行政分野）等により審理員に指名する職員がそれぞれ異なるため」とする機関が 8 機関、「審査請求の実績が少ないため」とする機関が 18 機関、「検討中」であるためとする機関が 2 機関、「その他」を理由とする機関が 24 機関である。

また、審理員候補者名簿を全ての処分又は一部の処分について作成している 8 機関の当該標準審理期間の公表方法を複数回答で確認したところ、当該機関のホームページに掲載している

機関が6機関、求めがあれば事務所の所定の場所での閲覧に応じるとしている機関が2機関などである。

(表7) 審理員候補者名簿の作成状況

(単位:機関、%)

調査対象 機関	全部作成 済	一部未 作成	未作成	未作成の理由(複数回答)			
				審査請求の内 容等により指 名する審理員 が異なるため	実績がない ため	検討中の ため	その他
47 (100)	4 (8.5)	4 (8.5)	39 (83.0)	8	18	2	24

(注) 各府省庁等の報告に基づき当省が集計した。

(3) 審理員の属性

各府省庁等 47 機関における本調査への回答日現在までに指名した審理員の属性を複数回答で確認したところ、正規職員によるもの 19 機関、弁護士によるもの 3 機関、学識経験者によるもの 2 機関、行政機関勤務経験者によるもの 1 機関、法曹有資格者によるもの 2 機関、法科大学院修了者によるもの 1 機関などである。

(表8) 審理員の属性

(単位:機関)

調査対象 機関	正規職員	弁護士	弁護士 以外の 士業	学識経 験者	行政機関 勤務経験 者	法曹有 資格者	法科大 学院修 了者	その他
47	19	3	0	2	1	2	1	1

(注) 各府省庁等の報告に基づき当省が集計した。

(4) 審理員候補者等を対象とした研修の実施の有無

各府省庁等 47 機関における審理員候補者等を対象とした研修の実施状況については、16 機関において実施している。研修の実施主体は、「総務省が実施する研修」を受講させている機関が 15 機関、「各行政庁が実施する研修」を受講させている機関が 2 機関である。

(表9) 審理員候補者等への研修の実施主体

(単位：機関)

調査対象機関	研修実施機関	研修内容（複数回答）			
		各行政庁が実施する研修	総務省が実施する研修	民間が実施する研修	その他
47	16	2	15	0	0

(注) 各府省庁等の報告に基づき当省が集計した。

(5) 専任の審理員・審理員補助者の有無

各府省庁等 47 機関における専任の審理員（各行政庁に対する審査請求又は再審査請求があった場合、原則として審理員の業務のみを行うことになる職員）の配置状況については、3 機関（法務省出入国在留管理庁、厚生労働省及び環境省）が配置している。また、審理員補助者（審理員が行う提出書類等の整理・保管、文書の発送等審理手続に係る事務の一部を補助する職員）の配置状況については 19 機関が配置している。

(6) 進行管理担当課室

行政不服審査制度の全般の運用を所管し、当該機関に対して不服申立てがされた場合に、審理手続の全般を進行管理する課室の有無について、各府省庁等 47 機関のうち 18 機関において進行管理担当課室を設定している。